平成２８年（フ）第６３号
横浜市鶴見区北寺尾１丁目10番36号
債務者　佐々木安弘
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山　博史
4　破産債権の届出期間　平成28年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３号
東京都多摩市永山６丁目２番地の１サンテーズⅡ303
債務者　三山　優弥
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北原由美子
4　破産債権の届出期間　平成28年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５２２号
東京都江戸川区船堀１丁目１－１－707
債務者　森川　　毅
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤健一郎
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８０号
東京都板橋区板橋２丁目64－９－404
債務者　若林　健太
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲野　裕美
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年５月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６８号
東京都大田区山王２丁目39－18－102
債務者　大城　和廣
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　広明
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１５号
東京都大田区南六郷２丁目39－４－302
債務者　笹森　裕幸
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小畑　明彦
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２１号
埼玉県鴻巣市宮前573
債務者　吉川　完治
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　忠司
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２１号
東京都荒川区西尾久６丁目33－14－107
債務者　朴　　英珍
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　逸朗
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２６号
東京都品川区南品川２丁目15－３　ＦＬＡＴ・ＡＩ　102
債務者　田中　丈之
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青戸　理成
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８４号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目12－５－313
今井方
債務者　江夏　美樹
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜垣　直人
4　破産債権の届出期間　平成28年３月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４９９号
埼玉県所沢市大字上安松871番地の１　ヒルズガーデン101
債務者　大橋　秀幸
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６６８号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘２丁目2953番地の２狭山ヶ丘センターハイツ107
債務者　鈴木　正則
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１０号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢357番地６リバティみずほ206号
債務者　岩谷広こと　岩谷　　廣
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１１号
埼玉県狭山市富士見２丁目18番16号
債務者　小林真由美（旧姓福岡）
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３号
岐阜県多治見市小名田町６丁目324番地
債務者　井戸田　薫
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第４号
岐阜県土岐市土岐津町高山349番地の３
債務者　則武小百合
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部